

職審—451

令和7年12月19日

人事院事務総長

「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について（昭和31年8月23日職職—599）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

なお、この通知の施行に伴う経過措置については、次に定めるところによってください。

一 令和8年3月31日以前に所轄庁の長等（人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）第2項に規定する所轄庁の長等をいう。）又は同項の規定によりその委任を受けた者が同規則第1項の規定に基づき与えた自ら営利企業を営むこと（次号において「自営」という。）の承認のうち、同年4月1日における当該承認に係る事業の経営がこの通知による改正後の「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の運用について（昭和31年8月23日職職—599）」（次号において「改正後の通知」という。）第1項関係第4項各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める場合に該当しないものは、同年3月31日を限り、その効力を失うものとする。

二 改正後の通知の規定による自営の承認の申請及びこれに関し必要な手続その他の準備行為は、この通知の施行前においても行うことができる。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第1項関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産又は駐車場の賃貸</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行つている場合には、これらの賃貸に係</p>	<p>第1項関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産又は駐車場の賃貸</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行つている場合には、これらの賃貸に係</p>

る賃貸料収入の額の合計額) が年額1,000万円以上である場合 (建物の賃貸のみを行う場合にあつては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。)

(4) (1)又は(2)に定める場合と同様の事情にあると認められる場合

三 太陽光電気 (太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。) の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合

5 「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等 (以下「職員の有する知識・技能をいかした事業」という。) に係る自営を行う場合又は地域振興に係

る賃貸料収入の額の合計額) が年額500万円以上である場合

(4) (1)又は(2)に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

三 太陽光電気 (太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。) の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合

5 「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(新設)

る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（以下「社会貢献に資する事業」という。）に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

(1) 当該事業が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書（以下「開業届」という。）を提出して行うものであること。

(2) 当該事業が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面（以下「事業計画書等」という。）を作成して行うものであること。

(3) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(4) 事業計画書等において週

休日にのみ事業を行うこと
とされていること等により
職員の職務の遂行に支障が
生じないことが明らかであ
ること。

(5) (3)及び(4)のほか、公務の
公正性及び信頼性の確保に
支障が生じないこと。

四 (略)

6 (略)

7 職員の有する知識・技能をい
かした事業に係る自営又は社会
貢献に資する事業に係る自営の
承認は、2年を超えない期間に
について与えるものとする。

8 (略)

9 所轄庁の長等 (人事院規則 1
4—8 (営利企業の役員等との
兼業) 第2項に規定する所轄庁
の長等をいう。以下同じ。)
は、この通知の規定に反しない
限り、部内の職員に係る自営の
承認に関し、必要な定めをする
ことができる。

第2項関係

この規則により承認する権限

三 (略)

6 (略)

(新設)

7 (略)

(新設)

第2項関係

この規則により承認しましたは許

は、任命権とは異なるものであるから、この項の規定により権限を再委任する場合には、任命権の委任と必ずしも一致させる必要はない。

第3項関係

この項の規定による報告は、毎年1月末日までに、前年に与えた承認について、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

一・二 (略)

三 承認の期間の始期及び終期
(期限を付した承認である場合に限る。)

四 承認を与えた事業に係る次の事項

(1) 不動産又は駐車場の賃貸の場合

イ 賃貸する不動産又は駐車場の種類、件数及び規模の内訳

ロ 賃貸する不動産又は駐車場の種類ごとの賃貸料収入の予定年額

ハ 賃貸する不動産又は駐車場の管理の方法

可する権限は、任命権とは異なるものであるから、本項の規定により権限を再委任する場合には、任命権の委任と必ずしも一致させる必要はない。

第3項関係

この項の規定による報告は、毎年1月末日までに、前年に与えた承認について、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 承認を与えた事業に係る次の事項

(1) 不動産等賃貸の場合

イ 賃貸する不動産等の種類、件数及び規模の内訳

ロ 賃貸する不動産等の種類ごとの賃貸料収入の予定年額

ハ 賃貸する不動産等の管理の方法

<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>職員の有する知識・技能を いかした事業の場合</u></p> <p>イ <u>事業の名称、内容及び所 在地</u></p> <p>ロ <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>ハ <u>職員の有する知識又は技 能と事業との関係</u></p> <p>三 <u>収入の予定年額</u></p> <p>(4) <u>社会貢献に資する事業の場 合</u></p> <p>イ <u>事業の名称、内容及び所 在地</u></p> <p>ロ <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>ハ <u>社会貢献に資する事業と 判断した理由</u></p> <p>三 <u>収入の予定年額</u></p> <p>(5) <u>不動産又は駐車場の賃貸及 び太陽光電気の販売以外の事 業の場合</u></p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>第7項関係</p> <p>1 <u>不動産又は駐車場の賃貸に係 る自営の承認を申請する場合に は、別紙第1の様式による自営 兼業承認申請書（不動産等賃貸</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>不動産等賃貸及び太陽光電 気の販売以外の事業の場合</u></p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>第7項関係</p> <p><u>自営の承認を申請する場合に は、不動産又は駐車場の賃貸に係 る自営にあつては別紙第1の様式 による自営兼業承認申請書（不動</u></p>
---	--

関係）を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産又は駐車場の状況を明らかにする書面

（削る）

（削る）

（削る）

産等賃貸関係）、太陽光電気の販売に係る自営にあつては別紙第2の様式による自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営にあつては別紙第3の様式による自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、それれ次に掲げる資料を添付するものとする。

一 自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）の場合

（1）不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面

（2）賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面

（3）不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る

	<p><u>管理業務の方法を明らかにする書面</u></p> <p>(削る)</p>
	<p><u>(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合</u></p>
	<p>(削る)</p>
	<p>(削る)</p>
二 <u>賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面</u>	<p>二 <u>自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）の場合</u></p>
(削る)	<p><u>(1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面</u></p>
(削る)	<p><u>(2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面</u></p>
(削る)	<p><u>(3) 事業者に管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面</u></p>
(削る)	<p><u>(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該</u></p>

		<u>事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合</u>
(削る)		<u>(5) 職員の人事記録の写し</u>
(削る)		<u>(6) その他参考となる資料</u>
三 <u>不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面</u>		<u>三 自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）の場合</u>
(削る)		<u>(1) 職員が当該事業を継承したこと</u> <u>を明らかにする書面</u>
(削る)		<u>(2) 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面</u>
(削る)		<u>(3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明らかにする調書</u>
(削る)		<u>(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合</u>

(削る)	(5) <u>職員の人事記録の写し</u>
(削る)	(6) <u>その他参考となる資料</u>
<u>四 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合</u>	(新設)
<u>五 職員の人事記録の写し</u>	(新設)
<u>六 その他参考となる資料</u>	(新設)
<u>2 太陽光電気の販売に係る自営の承認を申請する場合には、別紙第2の様式による自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）を承認権者に提出するものとする。この場合において、当該自営兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。</u>	(新設)
<u>二 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面</u>	
<u>二 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面</u>	

三 事業者に管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面

四 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合

五 職員の人事記録の写し

六 その他参考となる資料

3 職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営又は社会貢献に資する事業に係る自営の承認を申請する場合（第1項関係第5項第3号(1)から(5)までに掲げる基準に適合するものとして承認を申請する場合に限る。）には、それぞれ別紙第3の様式による自営兼業承認申請書（職員の有する知識・技能をいかした事業関係）又は別紙第4の様式による自営兼業承認申請書（社会貢献に資する事業関係）を承認権者に提出するもの

(新設)

とする。この場合において、これら
の自営兼業承認申請書に
は、次に掲げる資料を添付する
ものとする。

二 開業届の写し

三 事業計画書等の写し

三 事業主の名義が兼業しよう
とする職員の名義以外の名義
である場合においては、当該
事業主の氏名及び当該職員と
の続柄並びに当該職員の当該
事業への関与の度合

四 職員の人事記録の写し

五 その他参考となる資料

4 不動産又は駐車場の賃貸及び
太陽光電気の販売以外の事業に
係る自営の承認を申請する場合
(第1項関係第5項第4号(1)から(4)までに掲げる基準に適合す
るものとして承認を申請する場
合に限る。)には、別紙第5の
様式による自営兼業承認申請書
(不動産等賃貸及び太陽光電気
の販売以外の事業関係)を承認
権者に提出するものとする。こ
の場合において、当該自営兼業

(新設)

承認申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

二 職員が当該事業を継承したこと
を明らかにする書面

二 事業報告書、組織図、事業
場の見取り図等当該事業の概
要を明らかにする書面

三 職員以外の者を当該事業の
業務の遂行のための責任者と
していることなど職員の職務
の遂行に影響がないことを明
らかにする調書

四 事業主の名義が兼業しよう
とする職員の名義以外の名義
である場合においては、当該
事業主の氏名及び当該職員と
の続柄並びに当該職員の当該
事業への関与の度合

五 職員の人事記録の写し

六 その他参考となる資料

5 所轄庁の長等は、法第103
条第2項の規定による承認を受
けた職員に対し、当該承認に係
る事業について報告を求めるこ
とができる。

(新設)

6 所轄庁の長等は、自営の承認

(新設)

に関し支障のい範囲内で、別
紙第1から別紙第5までの様式
中の各欄の配列を変更し又は各
欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることが
できる。

別紙第 1 から別紙第 3 までを次のように改める。

別紙第1

自営兼業承認申請書（不動産等賃貸関係）

文書番号	年 月 日		
(承認権者)	殿 (所轄庁の長等又はその委任を受けた者)		
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。			
1 兼業職員			
氏名（ふりがな）		生年月日	年 月 日
2 官職等			
所属・官職名			
職務内容			
俸給	職俸給表（ ） 級		
3 兼業内容等			
賃貸する不動産等	建物	(独立家屋) (マンション等) 所在地	棟 延べ床面積 室 延べ床面積 m ²
	土地	貸付件数 用途	件 面積合計 所在地 m ²
	駐車場	駐車台数 所在地	台 設備の有無 有□ 無□
	その他	(娯楽集会、遊戯等のための設備を設けた不動産) 種類 所在地	件数・規模
		(旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 所在地	件数・規模
賃貸料収入の予定年額	合計	円	
	建物	(独立家屋) (マンション等)	円
	土地		円
	駐車場		円
	その他		円
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法			

4 職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

兼業を行おうとする職員

氏 名

- 上記の記載は真実かつ正確であります。
- 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。
- 事業の運営は、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。
- 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日

(□には職員本人がチェックをする。)

(注) 各欄に記入しきれない場合には、必要に応じて行を追加して差し支えない。

別紙第2

自営兼業承認申請書（太陽光電気の販売関係）

文書番号	年 月 日	
(承認権者) 殿 (所轄庁の長等又はその委任を受けた者)		
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。		
1 兼業職員		
氏名 (ふりがな)	生年月日	年 月 日
2 官職等		
所属・官職名		
職務内容		
俸給	職俸給表 () 級	
3 兼業内容等		
太陽光電気の販売に 係る太陽光発電設備 の設置状況	設備の所在地	
	発電出力	kW
	運転開始年月 日 (予定日)	年 月 日
収入の予定年額	円	
	年間販売量 (見込み)	kWh／年
	販売価格	円／kWh
太陽光電気の販売に 係る管理業務の方法		
4 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無		
5 職員の職務の遂行への支障の有無		

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

兼業を行おうとする職員

氏 名

- 上記の記載は真実かつ正確であります。
- 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。
- 事業の運営は、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。
- 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日

(□には職員本人がチェックをする。)

(注1) 各欄に記入しきれない場合には、必要に応じて行を追加して差し支えない。

(注2) 発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか小さい方を小数1桁まで記載すること。

別紙第3

自営兼業承認申請書（職員の有する知識・技能をいかした事業関係）

文書番号	年 月 日	
(承認権者) 殿 (所轄庁の長等又はその委任を受けた者)		
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。		
1 兼業職員		
氏名 (ふりがな)	生年月日	年 月 日
2 官職等		
所属・官職名		
職務内容		
俸給	職俸給表 () 級	
3 兼業内容等		
事業の名称		
事業の目的・内容		
所在地		
事業に従事する日・時間	事業従事予定日 <input type="checkbox"/> 週休日・休日 <input type="checkbox"/> 勤務日の勤務時間外	
	事業従事予定時間 時間／日	時間／週
予定日及び予定時間の詳細： □国家公務員法第104条に基づく兼業の許可を受けている 同条に基づく兼業に従事する時間 時間／日 時間／週 時間／月		
職員の有する知識・技能と事業との関係		
収入の予定年額	円	
	(再承認の場合) 前年1年間の収入金額 円	
事業を行う期間	(開始年月日) 年 月 日	
	(終了年月日) <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 期限あり (年 月 日)	

開業届の提出	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 承認後速やかに提出予定 (提出案を受領)
事業計画書等の作成	<input type="checkbox"/> 事業計画書あり (公表済み) <input type="checkbox"/> 事業計画書あり (未公表) <input type="checkbox"/> 事業計画書あり (金融機関等に提出済み) 提出先： <input type="checkbox"/> 事業計画書以外の資料により代替 資料名：
4 職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無	
5 職員の職務の遂行への支障の有無	
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
7 その他参考事項	
8 承認を求める期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

兼業を行おうとする職員	氏 名
<input type="checkbox"/> 上記の記載は真実かつ正確であります。 <input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。 <input type="checkbox"/> 事業の運営は、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。 <input type="checkbox"/> 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。	
年 月 日	(□には職員本人がチェックをする。)

(注) 各欄に記入しきれない場合には、必要に応じて行を追加して差し支えない。

別紙第3の次に別紙第4及び別紙第5として次のように加える。

別紙第4

自営兼業承認申請書（社会貢献に資する事業関係）

文書番号	年 月 日	
(承認権者) 殿 (所轄庁の長等又はその委任を受けた者)		
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。		
1 兼業職員		
氏名（ふりがな）	生年月日	年 月 日
2 官職等		
所属・官職名		
職務内容		
俸給	職俸給表（ ） 級	
3 兼業内容等		
事業の名称		
事業の目的・内容		
所在地		
事業に従事する日・時間	事業従事予定日 <input type="checkbox"/> 週休日・休日 <input type="checkbox"/> 勤務日の勤務時間外	
	事業従事予定時間 時間／日	時間／週
〔予定日及び予定時間の詳細：		
<input type="checkbox"/> 国家公務員法第104条に基づく兼業の許可を受けている 同条に基づく兼業に従事する時間 時間／日 時間／週 時間／月		
社会貢献に資する事業と判断した理由		
収入の予定年額	円	
	(再承認の場合) 前年1年間の収入金額 円	
事業を行う期間	(開始年月日) 年 月 日	
	(終了年月日) <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 期限あり (年 月 日)	

開業届の提出	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 承認後速やかに提出予定 (提出案を受領)
事業計画書等の作成	<input type="checkbox"/> 事業計画書あり (公表済み) <input type="checkbox"/> 事業計画書あり (未公表) <input type="checkbox"/> 事業計画書あり (金融機関等に提出済み) 提出先： <input type="checkbox"/> 事業計画書以外の資料により代替 資料名：
4 職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無	
5 職員の職務の遂行への支障の有無	
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
7 その他参考事項	
8 承認を求める期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

兼業を行おうとする職員	氏 名
<input type="checkbox"/> 上記の記載は真実かつ正確であります。 <input type="checkbox"/> 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。 <input type="checkbox"/> 事業の運営は、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。 <input type="checkbox"/> 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。	
年 月 日	(□には職員本人がチェックをする。)

(注) 各欄に記入しきれない場合には、必要に応じて行を追加して差し支えない。

別紙第5

自営兼業承認申請書（不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係）

文書番号	年 月 日	
(承認権者) 殿 (所轄庁の長等又はその委任を受けた者)		
下記について、国家公務員法第103条第2項の規定により、自営に係る承認を申請します。		
1 兼業職員		
氏名 (ふりがな)	生年月日	年 月 日
2 官職等		
所属・官職名		
職務内容		
俸給	職俸給表 ()	級
3 兼業内容等		
事業の名称		
所在地		
事業内容		
収入の予定年額	円	
使用人の人数及び職員との続柄		
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量		
職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事期間		
当該事業の継承の事由		

4 職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無

5 職員の職務の遂行への支障の有無

6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

7 その他参考事項

兼業を行おうとする職員

氏 名

- 上記の記載は真実かつ正確であります。
- 事業の運営は、職務の遂行に支障が生じないように行います。
- 事業の運営は、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないように行い、個別の取引等において疑義が生じる場合には、速やかに申し出ます。
- 事業の内容を変更する場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日

(□には職員本人がチェックをする。)

(注) 各欄に記入しきれない場合には、必要に応じて行を追加して差し支えない。

以 上